「中期財政計画及び見通し」
用語解説

令和７年１２月

浜 田 市

	用　　語	掲載ページ	説　　明
あ行			
い	一般財源		財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行			
か	介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 ４０歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の１割を負担することでサービスを利用することができます。
	会計年度任用職員	８・14	従来の臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和２年４月から導入されています。
	過疎対策事業債	２・６・７・13	令和３年４月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）第２条の規定により公示された市町村が、同法第８条の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則１００％充当であり、元利償還金の７０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和１２年度までの時限立法）
	合併特例債	６・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く２０ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の９５％が充当され、元利償還金の７０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き	基準財政収入額	４・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
	基準財政需要額	４	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
	緊急自然災害防止対策事業債	６・13	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則１００％充当であり、元利償還金の７０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和７年度まで）
	緊急浚渫推進事業債	６・13	全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消するために河川維持管理計画等に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則１００％充当であり、元利償還金の７０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和１１年度まで）
	緊急防災・減災事業債	６・13	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成２８年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則１００％充当であり、元利償還金の７０％が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。 （令和７年度まで）
く	繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。

用　　語		掲載ページ	説　　明
	繰出金	10・12・14・20	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。
	クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。
け	経常収支比率	14・20	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。
	下水道事業	10	主に雨水（うすい）および汚水（おすい）を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。
	減債基金	2・12・13・14・19	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第２４１条の規定により設けられる基金のひとつです。 ＜参照＞ (基金) 第241条　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
	健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」（早期健全化基準のみ）により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 早期健全化基準：実質赤字比率 11.25%～15.00%(注1)、連結実質赤字比率 16.25%～20.00%(注2)、実質公債費比率 25.00%、将来負担比率 350.00%(注3)、資金不足比率 － 財政再生基準：実質赤字比率 20.00%、連結実質赤字比率 30.00%、実質公債費比率 35.00%、将来負担比率 －、資金不足比率 － 経営健全化基準：実質赤字比率 －、連結実質赤字比率 －、実質公債費比率 －、将来負担比率 －、資金不足比率 20.00% (注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.41％ (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.41％ (注3) 政令市は400.00％
こ	後期高齢者医療	12	７５歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢（75歳以上）になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るという点が異なります。
	公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則９０％充当であり、発行額のうち財源対策分（４０％）の５０％が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
	公共施設長寿命化等推進基金	13	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、令和２年度に造成した基金です。
	公債費	11・14・20	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。

用　　語		掲載ページ	説　　明
	国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
	固定資産税	3・13	毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
	個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
さ行			
さ	財政調整基金	1・2・9・10・13・14・15・19	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
	財政力指数	14・20	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し	事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
	資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
	実質公債費比率	1・6・11・14・20	地方債協議制度（平成18年度移行）において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
	実質市負担	18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。
	実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
	市民生活安定化基金	12・13・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
	市有財産有効活用推進基金	13	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
	償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
	正味の歳出総額	13・19	歳出総額から財政調整基金積立金（収支調整のために積み立てた減債基金積立金等を含む）及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。

用　　語		掲載ページ	説　　明
	正味の歳入総額	13・19	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
	人件費	8・9・14・20	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
	人口ビジョン	4	令和３年１２月に策定した「第２次浜田市総合振興計画後期基本計画」の中で提示している浜田市の人口の将来展望のことです。
	人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
す	スクラップ・フォー・ビルド	16	令和３年１０月に策定した「浜田市行財政改革大綱」の中で掲げている行財政改革の手法のひとつで、政策の優先順位の再構築や既存事業を見直しをすることで生み出した財源を新規事業に充てることです。
た行			
ち	地域デジタル社会推進費	4	地域社会のデジタル化を推進するために、令和３年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成１９年６月成立） 平成２０年度の決算から特別会計や第３セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
	地方交付税	2・4・12・13・19	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
	地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の２分の１に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成２６年４月に5%から８%へ引き上げられ、令和元年１０月には１０%へ引き上げられました。
	地方譲与税	4・13・19	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ	積立金	12・14・20	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と	投資的経費	5・10・14・20	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
	特別交付税	4・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。

用　　語		掲載ページ	説　　明
は行			
ひ	標準財政規模	14・20	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ	扶助費	5・9・14・20	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
	普通会計	2・13・19	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成２３年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
	普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
	普通交付税	2・4・6・13・15	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	9・10・14・20	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
	ふるさと応援基金	1・7・9・10・13・14・15・19	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
	ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄附することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。
へ	辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんぴな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第５条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則１００％充当であり、元利償還金の８０％が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ	包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
	補助費等	9・10・14・20	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、公営企業会計への繰出金、報償費、保険料等の経費です。
ま行			
ま	まちづくり振興基金	9・10・13・19	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行			
り	臨時財政対策債	6・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。

用　　語		掲載ページ	説　　明
る	類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表にいう類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の２要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ	ローリング	１・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。